

○内閣府
令第一号
経済産業省

民法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十四号）の施行に伴い、及び特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）の規定に基づき、特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年三月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

経済産業大臣 梶山 弘志

特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令

特定商取引に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第八十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に

二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

		<p>(訪問販売における書面の交付等)</p> <p>第三条 法第四条第六号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕六 略〕</p> <p>七 引き渡された商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合の販売業者の責任についての定めがあるときは、その内容</p> <p>〔八・九 略〕</p> <p>第四条 法第五条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕六 略〕</p> <p>七 引き渡された商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合の販売業者の責任についての定めがあるときは、その内容</p> <p>〔八・九 略〕</p> <p>第五条 法第四条又は法第五条の規定により交付する書面（以下この条において「書面」という。）は、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の下欄の基準に合致したものでなければならぬ。</p>	
事項	基準	事項	基準
一 引き渡された商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないこと。	引き渡された商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合、販売業者がその責任を負わない旨が定められていないこと。	一 引き渡された商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないこと。	引き渡された商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合、販売業者がその責任を負わない旨が定められていないこと。

改正前

		<p>(訪問販売における書面の交付等)</p> <p>第三条 法第四条第六号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕六 同上〕</p> <p>七 商品に隠れた瑕疵がある場合の販売業者の責任についての定めがあるときは、その内容</p> <p>〔八・九 同上〕</p> <p>第四条 法第五条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕六 同上〕</p> <p>七 商品に隠れた瑕疵がある場合の販売業者の責任についての定めがあるときは、その内容</p> <p>〔八・九 同上〕</p> <p>第五条 法第四条又は法第五条の規定により交付する書面（以下この条において「書面」という。）は、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の下欄の基準に合致したものでなければならぬ。</p>	
事項	基準	事項	基準
一 商品に隠れた瑕疵がある場合の責任に関する事項	商品に隠れた瑕疵がある場合に販売業者が当該瑕疵について責任を負わない旨が定められていないこと。	一 商品に隠れた瑕疵がある場合の責任に関する事項	商品に隠れた瑕疵がある場合に販売業者が当該瑕疵について責任を負わない旨が定められていないこと。

<p>しない場合の責任に関する事項</p>	
<p>二 契約の解除に関する事項</p>	<p>イ 「略」</p> <p>ロ 販売業者又は役務提供事業者の責めに帰すべき事由により契約が解除された場合における販売業者又は役務提供事業者の義務（民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定するものより購入者又は役務の提供を受ける者に不利な内容が定められていないこと。</p>
<p>三 「略」</p>	
<p>〔2・3 略〕</p> <p>第六条 法第四条又は法第五条の規定により交付する書面に記載する法第四条第五号に掲げる事項については、次項、第三項及び第五項に規定する場合を除き、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。</p>	
<p>一 商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項</p>	<p>イ 法第五条の書面を受領した日（その日前に法第四条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等（法第九条第一項の申込者等をいう。以下この条及び第七条の四において同じ。）は、書面により商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができること。</p>

	<p>二 契約の解除に関する事項</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 販売業者又は役務提供事業者の責に帰すべき事由により契約が解除された場合における販売業者又は役務提供事業者の義務（民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定するものより購入者又は役務の提供を受ける者に不利な内容が定められていないこと。</p>
<p>三 「同上」</p>	
<p>〔2・3 同上〕</p> <p>第六条 法第四条又は法第五条の規定により交付する書面に記載する法第四条第五号に掲げる事項については、次項、第三項及び第五項に規定する場合を除き、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。</p>	
<p>一 商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項</p>	<p>イ 法第五条の書面を受領した日（その日前に法第四条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等（法第九条第一項の申込者等をいう。以下この条及び第七条の二において同じ。）は、書面により商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができること。</p>

「ロスト 略」

「一・三 略」

「2～6 略」

(顧客の財産の状況に照らし不相当と認められる行為)
第六条の三 法第七条第一項第四号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。
「号を削る。」

- 一 正当な理由がないのに訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について、当該売買契約又は役務提供契約に基づく債務を履行することにより顧客にとつて当該売買契約に係る商品若しくは特定権利(法第二条第四項第一号に掲げるものに限る。以下この号及び次号において同じ。)と同種の商品若しくは特定権利の分量がその日常生活において通常必要とされる分量を著しく超えることとなること又は当該役務提供契約に係る役務と同種の役務の提供を受ける回数若しくは期間若しくはその分量がその日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超えることとなることを知りながら勧誘すること。
- 二 「略」

(訪問販売における禁止行為)
第七条 法第七条第一項第五号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。
一 「略」

「ロスト 同上」

「一・三 同上」

「2～6 同上」

(顧客の財産の状況に照らし不相当と認められる行為)
第六条の三 法第七条第一項第四号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 正当な理由がないのに訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結であつて、日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える特定権利(法第二条第四項第一号に掲げるものに限る。次号及び第三号において同じ。)の売買契約の締結又は日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超える役務の役務提供契約の締結について勧誘すること。
- 二 正当な理由がないのに訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について、当該売買契約又は役務提供契約に基づく債務を履行することにより顧客にとつて当該売買契約に係る商品若しくは特定権利と同種の商品若しくは特定権利の分量がその日常生活において通常必要とされる分量を著しく超えることとなること又は当該役務提供契約に係る役務と同種の役務の提供を受ける回数若しくは期間若しくはその分量がその日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超えることとなることを知りながら勧誘すること。
- 三 「同上」

(訪問販売における禁止行為)
第七条 法第七条第一項第五号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。
一 「同上」

二 若年者、高齢者その他の者の判断力の不足に乘じ、訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約を締結させること。
〔三〇八 略〕

(契約の申込みの撤回等の妨害後の書面の交付)

第七条の四 法第九条第一項ただし書の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一〇三 略〕

四 売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除があつた場合において、商品又は権利の代金が支払われているときは、販売業者は、申込者等に対し、速やかに、その全額を返還すること。

五〇十 〔略〕

2 〔略〕

3 書面に記載するに際し、第一項第二号から第四号までに掲げる内容については赤字の中に赤字で記載しなければならない。

4 〔略〕

5 販売業者又は役務提供事業者は、法第九条第一項ただし書の書面を申込者等に交付した際には、直ちに申込者等が当該書面を見ていることを確認した上で、第一項第二号から第四号までに掲げる内容について申込者等に告げなければならない。

(通信販売についての広告)

第八条 法第十一条第五号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

〔一〇四 略〕

五 引き渡された商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合の販売業者の責任についての定めがあるときは、その内容

〔六〇八 略〕

九 広告の表示事項の一部を表示しない場合であつて、法第十一条ただし書の書面又は電磁的記録を請求した者に当該書面又は電磁

二 老人その他の者の判断力の不足に乘じ、訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約を締結させること。
〔三〇八 同上〕

(契約の申込みの撤回等の妨害後の書面の交付)

第七条の四 法第九条第一項ただし書の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一〇三 同上〕

〔号を加える。〕

四〇九 〔同上〕

2 〔同上〕

3 書面に記載するに際し、第一項第二号及び同項第三号に掲げる内容については赤字の中に赤字で記載しなければならない。

4 〔同上〕

5 販売業者又は役務提供事業者は、法第九条第一項ただし書の書面を申込者等に交付した際には、直ちに申込者等が当該書面を見ていることを確認した上で、第一項第二号及び同項第三号に掲げる内容について申込者等に告げなければならない。

(通信販売についての広告)

第八条 法第十一条第五号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

〔一〇四 同上〕

五 商品に隠れた瑕疵がある場合の販売業者の責任についての定めがあるときは、その内容

〔六〇八 同上〕

九 広告の表示事項の一部を表示しない場合であつて、法第十一条ただし書の書面を請求した者に当該書面に係る金銭を負担させる

的記録に係る金銭を負担させるときは、その額
十 「略」

第十条 「略」

2 購入者又は役務の提供を受ける者の負担すべき金銭の全部を表示する場合は、法第十一条第二号から第五号までに定める事項（第八条第三号、第四号及び第六号から第十号までに掲げる事項及び法第十五条の三第一項ただし書に規定する特約がある場合にあつては申込みの撤回等の可否、申込みの撤回等が可能である場合にあつては申込みの撤回等が可能である期間その他申込みの撤回等が可能となる条件及び商品又は特定権利の引取り若しくは返還に要する費用の負担に係る事項を除く。）の一部を表示しないことができる。ただし、売買契約又は役務提供契約に係る金銭の全部又は一部の支払が商品の引渡し若しくは権利の移転又は役務の提供前である場合にあつては商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払時期、売買契約又は役務提供契約の申込みを受けた後遅滞なく当該申込みに係る商品を送付しない場合若しくは権利を移転しない場合又は役務を提供しない場合にあつては法第十一条第三号に掲げる事項及び引き渡された商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合に販売業者がその不適合の責任を負わない場合にあつては販売業者の責任に関する事項についてはこの限りでない。

〔3・4 略〕

（通信販売における禁止行為）

第十六条 法第十四条第一項第二号の主務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 販売業者又は役務提供事業者が、電子契約（販売業者又は役務提供事業者と顧客との間で電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により電子計算機の映像面を介して締結される売買契約又は役務提供契約であつて、販売業者若しくは役務提供事業者又はこれらの委託を受けた者が当該映像面

ときは、その額
十 「同上」

第十条 「同上」

2 購入者又は役務の提供を受ける者の負担すべき金銭の全部を表示する場合は、法第十一条第二号から第五号までに定める事項（第八条第三号、第四号及び第六号から第十号までに掲げる事項及び法第十五条の三第一項ただし書に規定する特約がある場合にあつては申込みの撤回等の可否、申込みの撤回等が可能である場合にあつては申込みの撤回等が可能である期間その他申込みの撤回等が可能となる条件及び商品又は特定権利の引取り若しくは返還に要する費用の負担に係る事項を除く。）の一部を表示しないことができる。ただし、売買契約又は役務提供契約に係る金銭の全部又は一部の支払が商品の引渡し若しくは権利の移転又は役務の提供前である場合にあつては商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払時期、売買契約又は役務提供契約の申込みを受けた後遅滞なく当該申込みに係る商品を送付しない場合若しくは権利を移転しない場合又は役務を提供しない場合にあつては法第十一条第三号に掲げる事項及び商品に隠れた瑕疵がある場合に販売業者がその責任を負わない場合にあつては販売業者の責任に関する事項についてはこの限りでない。

〔3・4 同上〕

（通信販売における禁止行為）

第十六条 法第十四条第一項第二号の主務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 販売業者又は役務提供事業者が、電子契約（販売業者又は役務提供事業者と顧客との間で電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により電子計算機の映像面を介して締結される売買契約又は役務提供契約であつて、販売業者若しくは役務提供事業者又はこれらの委託を受けた者が当該映像面

に表示する手続に従つて、顧客がその使用する電子計算機を用いて送信することによつてその申込みを行うものをいう。以下の号及び次号において同じ。)の申込みを受ける場合において、電子契約に係る電子計算機の操作(当該電子契約の申込みとなるものに限る。次号において同じ。)が当該電子契約の申込みとなることを、顧客が当該操作を行う際に容易に認識できるように表示していないこと。

〔二・三 略〕

2 法第十四条第一項第三号の主務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

〔一・二 略〕

三 販売業者又は役務提供事業者が、法第十二条の四第一項及び同条第二項で準用する法第十二条の三第二項から第四項までの規定のいずれかに違反する行為を行つている者に、法第十二条の三第五項各号に掲げる業務の全[て]につき一括して委託すること。

〔三・四 略〕

(電話勧誘販売における書面の交付等)

第十七条 法第十八条第六号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

〔一〜六 略〕

七 引き渡された商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合の販売業者の責任についての定めがあるときは、その内容

〔八・九 略〕

第十八条 法第十九条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

〔一〜六 略〕

七 引き渡された商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合の販売業者の責任についての定めがあるときは、その内

に表示する手続きに従つて、顧客がその使用する電子計算機を用いて送信することによつてその申込みを行うものをいう。この号及び次号において同じ。)の申込みを受ける場合において、電子契約に係る電子計算機の操作(当該電子契約の申込みとなるものに限る。次号において同じ。)が当該電子契約の申込みとなることを、顧客が当該操作を行う際に容易に認識できるように表示していないこと。

〔二・三 同上〕

2 法第十四条第一項第三号の主務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

〔一・二 同上〕

三 販売業者又は役務提供事業者が、法第十二条の四第一項及び同条第二項で準用する法第十二条の三第二項から第四項までの規定のいずれかに違反する行為を行つている者に、法第十二条の三第五項各号に掲げる業務のす[べ]てにつき一括して委託すること。

〔三・四 同上〕

(電話勧誘販売における書面の交付等)

第十七条 法第十八条第六号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

〔一〜六 同上〕

七 商品に隠れた瑕疵がある場合の販売業者の責任についての定めがあるときは、その内容

〔八・九 同上〕

第十八条 法第十九条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

〔一〜六 同上〕

七 商品に隠れた瑕疵がある場合の販売業者の責任についての定めがあるときは、その内容

容
「八・九 略」

第十九条 法第十八条又は法第十九条の規定により交付する書面（以下この条において「書面」という。）は、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の下欄の基準に合致したものでなければならぬ。

事項	基準
一 引き渡された商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合の責任に関する事項	引き渡された商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合、販売業者がその不適合について責任を負わない旨が定められていないこと。
二 契約の解除に関する事項	イ 「略」 ロ 販売業者又は役務提供事業者の責めに帰すべき事由により契約が解除された場合における販売業者又は役務提供事業者の義務に関し、民法に規定するものより購入者又は役務の提供を受ける者に不利な内容が定められていないこと。
三 「略」	

「2・3 略」

第二十条 法第十八条又は法第十九条の規定により交付する書面に記載する法第十八条第五号に掲げる事項については、次項、第三項及

「八・九 同上」

第十九条 法第十八条又は法第十九条の規定により交付する書面（以下この条において「書面」という。）は、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の下欄の基準に合致したものでなければならぬ。

事項	基準
一 商品に隠れた瑕疵がある場合の責任に関する事項	商品に隠れた瑕疵がある場合に販売業者が当該瑕疵について責任を負わない旨が定められていないこと。
二 契約の解除に関する事項	イ 「同上」 ロ 販売業者又は役務提供事業者の責めに帰すべき事由により契約が解除された場合における販売業者又は役務提供事業者の義務に関し、民法に規定するものより購入者又は役務の提供を受ける者に不利な内容が定められていないこと。
三 「同上」	

「2・3 同上」

第二十条 法第十八条又は法第十九条の規定により交付する書面に記載する法第十八条第五号に掲げる事項については、次項、第三項及

び第五項に規定する場合を除き、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

<p>一 商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項</p>	<p>イ 法第十九条の書面を受領した日（その日前に法第十八条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等（法第二十四条第一項の申込者等をいう。以下この条及び第二十三条の三において同じ。）は、書面により商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができること。</p> <p>〔ロ〕ホ 略</p> <p>ニ イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合には、既に当該売買契約に基づき引き渡された商品が使用されたときにおいても、当該販売業者は、申込者等に対し、当該商品の使用により得られた利益に相当する金銭の支払を請求することができないこと。</p> <p>ト 略</p>
--	---

〔二・三 略〕

〔2〕6 略

（電話勧誘顧客の財産の状況に照らし不相当と認められる行為）
 第二十二條の三 法第二十二條第一項第四号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。
 「号を削る。」

び第五項に規定する場合を除き、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

<p>一 商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項</p>	<p>イ 法第十九条の書面を受領した日（その日前に法第十八条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等（法第二十四条第一項の申込者等をいう。以下この条及び第二十三条の二において同じ。）は、書面により商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができること。</p> <p>〔ロ〕ホ 同上</p> <p>〔号の細分を加える。〕</p> <p>ニ 同上</p>
--	---

〔二・三 同上〕

〔2〕6 同上

（顧客の財産の状況に照らし不相当と認められる行為）
 第二十二條の三 法第二十二條第一項第四号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。
 一 正当な理由がないのに電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結であつて、日常生活において通常必要とされる分量

一 正当な理由がないのに電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について、当該売買契約又は役務提供契約に基づく債務を履行することにより電話勧誘顧客（法第二条第三項の電話勧誘顧客をいう。次条第三号において同じ。）にとつて当該売買契約に係る商品若しくは特定権利（法第二条第四項第一号に掲げるものに限る。以下この号及び次号において同じ。）と同種の商品若しくは特定権利の分量がその日常生活において通常必要とされる分量を著しく超えることとなること又は当該役務提供契約に係る役務と同種の役務の提供を受ける回数若しくは期間若しくはその分量がその日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超えることとなることを知りながら勧誘すること。

二 〔略〕

（電話勧誘販売における禁止行為）

第二十三条 法第二十二条第一項第五号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 〔略〕

二 若年者、高齢者その他の者の判断力の不足に乗じ、電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約を締結させること。

三 電話勧誘顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不適当と認められる勧誘を行うこと（法第二十二条第一項第四号に定めるものを除く。）。

〔四〕六 略〕

（契約の申込みの撤回等の妨害後の書面の交付）

第二十三条の三 法第二十四条第一項ただし書の書面には、次に掲げ

を著しく超える特定権利（法第二条第四項第一号に掲げるものに限る。次号及び第三号において同じ。）の売買契約の締結又は日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超える役務の役務提供契約の締結について勧誘すること。

二 正当な理由がないのに電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について、当該売買契約又は役務提供契約に基づく債務を履行することにより顧客にとつて当該売買契約に係る商品若しくは特定権利と同種の商品若しくは特定権利の分量がその日常生活において通常必要とされる分量を著しく超えることとなること又は当該役務提供契約に係る役務と同種の役務の提供を受ける回数若しくは期間若しくはその分量がその日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超えることとなることを知りながら勧誘すること。

三 〔同上〕

（電話勧誘販売における禁止行為）

第二十三条 法第二十二条第一項第五号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 〔同上〕

二 老人その他の者の判断力の不足に乗じ、電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約を締結させること。

三 顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不適当と認められる勧誘を行うこと（法第二十二条第一項第四号に定めるものを除く。）。

〔四〕六 同上〕

（契約の申込みの撤回等の妨害後の書面の交付）

第二十三条の三 法第二十四条第一項ただし書の書面には、次に掲げ

る事項を記載しなければならない。

「一〇三 略」

四 売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除があつた場合において、商品又は権利の代金が支払われているときは、販売業者は、申込者等に対し、速やかに、その全額を返還すること。

五〇十 略」

2 「略」

3 書面に記載するに際し、第一項第二号から第四号までに掲げる内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

4 「略」

5 販売業者又は役務提供事業者は、法第二十四条第一項ただし書の書面を申込者等に交付した際には、直ちに申込者等が当該書面を見ていることを確認した上で、第一項第二号から第四号までに掲げる内容について申込者等に告げなければならない。

(特定利益)

第二十四条 法第三十三条第一項の主務省令で定める要件は、次のい
ずれかとする。

一 商品（法第三十三条第一項の商品をいう。次条、第二十四条の三、第二十七条、第三十条及び第三十一条の三を除き、以下この章において同じ。）の再販売、受託販売若しくは販売のあつせんをする他の者又は同種役務の提供若しくは役務の提供のあつせんをする他の者が提供する取引料により生ずるものであること。

「二・三 略」

第二十六条 「略」

2 法第三十五条の規定により連鎖販売取引について広告をするときは、同条第三号の事項については次に定めるところにより表示しなければならない。
「一〇三 略」

る事項を記載しなければならない。

「一〇三 同上」

「号を加える。」

四〇九 「同上」

2 「同上」

3 書面に記載するに際し、第一項第二号及び同項第三号に掲げる内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

4 「同上」

5 販売業者又は役務提供事業者は、法第二十四条第一項ただし書の書面を申込者等に交付した際には、直ちに申込者等が当該書面を見ていることを確認した上で、第一項第二号及び同項第三号に掲げる内容について申込者等に告げなければならない。

(特定利益)

第二十四条 法第三十三条第一項の主務省令で定める要件は、次のい
ずれかとする。

一 商品（法第三十三条第一項の商品をいう。第二十七条、第二十八条及び第三十条を除き、以下この章において同じ。）の再販売、受託販売若しくは販売のあつせんをする他の者又は同種役務の提供若しくは役務の提供のあつせんをする他の者が提供する取引料により生ずるものであること。

「二・三 同上」

第二十六条 「同上」

2 法第三十五条の規定により連鎖販売取引について広告をするときは、同項第三号の事項については次に定めるところにより表示しなければならない。
「一〇三 同上」

(連絡方法の表示)

第二十七条の四 法第三十六条の三第四項の主務省令で定めるものは、次のいずれかの事項とし、当該事項は、当該連鎖販売取引電子メール広告の本文に容易に認識できるように表示しなければならぬ。

一 「略」

二 電子情報処理組織において識別するための文字、記号その他の符号若しくはこれらの結合（電子計算機に入力されることによつて当該電子計算機の映像面に表示される手続に従うことにより、相手方が連鎖販売取引電子メール広告の提供を受けない旨の意思の表示をすることができるとに限り。）又はこれに準ずるもの

(法第三十六条の四第一項第二号の主務省令で定める場合)

第二十七条の五 「略」

(連鎖販売取引における書面の交付)

第二十八条 法第三十七条第一項の規定により連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者に交付する書面にはその連鎖販売業に係る次の事項を明記しなければならない。

「一・二 略」

三 商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。第五号において同じ。）の種類及びその性能若しくは品質に関する重要な事項又は権利若しくは役務の種類及びこれらの内容に関する重要な事項

「四〇十 略」

「2・3 略」

(連鎖販売取引における禁止行為)

第三十一条 法第三十八条第一項第四号の主務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売契約（

(連絡方法の表示)

第二十七条の四 法第三十六条の三第四項の主務省令で定めるものは、次のいずれかの事項とし、当該事項は、当該連鎖販売取引電子メール広告の本文に容易に認識できるように表示しなければならぬ。

一 「同上」

二 電子情報処理組織において識別するための文字、記号その他の符号若しくはこれらの結合（電子計算機に入力されることによつて当該電子計算機の映像面に表示される手続に従うことにより、相手方が連鎖販売電子メール広告の提供を受けない旨の意思の表示をすることができるとに限り。）又はこれに準ずるもの

(第三十六条の四第一項第二号の主務省令で定める場合)

第二十七条の五 「同上」

(連鎖販売取引における書面の交付)

第二十八条 法第三十七条第一項の規定により連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者に交付する書面にはその連鎖販売業に係る次の事項を明記しなければならない。

「一・二 同上」

三 商品の種類及びその性能若しくは品質に関する重要な事項又は権利若しくは役務の種類及びこれらの内容に関する重要な事項

「四〇十 同上」

「2・3 同上」

(連鎖販売取引における禁止行為)

第三十一条 法第三十八条第一項第四号の主務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 その連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約（その連鎖

その連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんを店舗その他これに類似する設備によらないで行う個人との契約に限る。以下この条において「連鎖販売業に係る連鎖販売契約」という。）について迷惑を覚えさせるような仕方解除を妨げること。

二 連鎖販売業に係る連鎖販売契約の締結について勧誘をするに際し、又はその連鎖販売業に係る連鎖販売契約の解除を妨げるため、法第三十四条第一項各号に掲げる事項につき、故意に事実を告げないことを唆し、又は不実のことを告げることがを唆すこと。

三 連鎖販売業に係る連鎖販売契約を締結させ、又はその連鎖販売業に係る連鎖販売契約の解除を妨げるため、人を威迫して困惑させることを唆すこと。

四 「略」

五 若年者、高齢者その他の者の判断力の不足に乘じ、連鎖販売業に係る連鎖販売契約を締結させること。

六 「略」

七 連鎖販売業に係る連鎖販売契約を締結するに際し、当該契約に係る書面に年齢、職業その他の事項について虚偽の記載をさせること。

八 連鎖販売業に係る連鎖販売契約の相手方に当該契約に基づく債務を履行させるため、次に掲げる行為を行うこと。

イ 当該連鎖販売業に係る連鎖販売契約の相手方の年収、預貯金又は借入れの状況その他の支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせること。

ロ 当該連鎖販売業に係る連鎖販売契約の相手方の意に反して貸金業者の営業所、銀行の支店その他これらに類する場所に連行すること。

ハ 当該連鎖販売業に係る連鎖販売契約の相手方に割賦販売法第

販売業に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんを店舗その他これに類似する設備によらないで行う個人との契約に限る。以下この条において同じ。）について迷惑を覚えさせるような仕方解除を妨げること。

二 その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の締結について勧誘をするに際し、又はその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除を妨げるため、法第三十四条第一項各号に掲げる事項につき、故意に事実を告げないことを唆し、又は不実のことを告げることがを唆すこと。

三 その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約を締結させ、又はその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除を妨げるため、人を威迫して困惑させることを唆すこと。

四 「同上」

五 未成年者その他の者の判断力の不足に乘じ、連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約を締結させること。

六 「同上」

七 連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約を締結するに際し、当該契約に係る書面に年齢、職業その他の事項について虚偽の記載をさせること。

八 連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の相手方に当該契約に基づく債務を履行させるため、次に掲げる行為を行うこと。

イ 当該連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の相手方の年収、預貯金又は借入れの状況その他の支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせること。

ロ 当該連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の相手方の意に反して貸金業者の営業所、銀行の支店その他これらに類する場所に連行すること。

ハ 当該連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の相手方

三十五条の三の三第一項に規定する個別信用購入あつせん関係受領契約若しくは金銭の借入れに係る契約を締結させ、又は預貯金を引き出させるため、迷惑を覚えさせるような仕方であつてこれを勧誘すること。

〔九・十 略〕

十一 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、法第三十六条の四第一項及び同条第二項で準用する法第三十六条の三第二項から第四項までの規定のいずれかに違反する行為を行つてゐる者に、法第三十六条の三第五項各号に掲げる業務の全てにつき一括して委託すること。

(連鎖販売契約の解除の妨害後の書面の交付)

第三十一条の三 法第四十条第一項の規定により交付する書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一・二 略〕

三 法第四十条第一項後段、第二項及び第三項の規定に関する事項
四 連鎖販売契約の解除があつた場合において、当該連鎖販売契約に係る商品若しくは権利の代金若しくは役務の対価の支払又は取引料の提供が行われているときは、連鎖販売業者を行う者は、連鎖販売加入者に対し、速やかに、その全額を返還すること。

五 略

2 略

3 書面に記載するに際し、第一項第二号から第四号までに掲げる内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

4 略

5 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者は、法第四十条第一項の書面を連鎖販売加入者に交付した際には、直ちに連鎖販売加入者が当該書面を見ていることを確認した上で、第一項第二号から第四号までに掲げる内容について連鎖販売加入者に告げなければならない。

(特定継続的役務提供における禁止行為)

に割賦販売法第三十五条の三の三第一項に規定する個別信用購入あつせん関係受領契約若しくは金銭の借入れに係る契約を締結させ、又は預貯金を引き出させるため、迷惑を覚えさせるような仕方であつてこれを勧誘すること。

〔九・十 同上〕

十一 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、法第三十六条の四第一項及び同条第二項で準用する法第三十六条の三第二項から第四項までの規定のいずれかに違反する行為を行つてゐる者に、法第三十六条の三第五項各号に掲げる業務のすべてにつき一括して委託すること。

(連鎖販売契約の解除の妨害後の書面の交付)

第三十一条の三 法第四十条第一項の規定により交付する書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一・二 同上〕

三 法第四十条第二項及び第三項の規定に関する事項
〔号を加える。〕

四 略

2 同上

3 書面に記載するに際し、第一項第二号及び同項第三号に掲げる内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

4 同上

5 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者は、法第四十条第一項の書面を連鎖販売加入者に交付した際には、直ちに連鎖販売加入者が当該書面を見ていることを確認した上で、第一項第二号及び同項第三号に掲げる内容について連鎖販売加入者に告げなければならない。

(特定継続的役務提供における禁止行為)

第三十九条 法第四十六条第一項第四号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 「略」
 - 二 若年者、高齢者その他の者の判断力の不足に乘じ、特定継続的役務提供等契約を締結させること。
- 〔三〇七 略〕

（法第五十四条の四第一項第二号の主務省令で定める場合）

第四十二条の五 法第五十四条の四第一項第二号の主務省令で定める場合は次のいずれかの場合とする。

- 一 「略」
- 二 電磁的方法により送信しようとする電磁的記録の一部に広告を掲載することを条件として利用者に電磁的方法の使用に係る役務を提供する者（業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者（法第五十四条の四第一項本文の業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者をいう。）が当該役務を提供する者である場合を含む。）による当該役務の提供に際して、業務提供誘引販売取引電子メール広告委託者に係る業務提供誘引販売取引電子メール広告がなされる場合（利用者を誘引し、又は強制し、当該役務を利用して電磁的記録を送信させることにより、当該役務の提供に際して広告をするときを除く。）

第四十四条 法第五十五条第二項第五号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 「略」
- 二 当該業務提供誘引販売契約の締結を担当した者の氏名

〔三〇六 略〕

第四十五条 法第五十五条第二項の規定により業務提供誘引販売業を行う者が契約の相手方に交付する書面（以下この条において「書面

第三十九条 法第四十六条第一項第四号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 「同上」
 - 二 老人その他の者の判断力の不足に乘じ、特定継続的役務提供等契約を締結させること。
- 〔三〇七 同上〕

（第五十四条の四第一項第二号の主務省令で定める場合）

第四十二条の五 法第五十四条の四第一項第二号の主務省令で定める場合は次のいずれかの場合とする。

- 一 「同上」
- 二 電磁的方法により送信しようとする電磁的記録の一部に広告を掲載することを条件として利用者に電磁的方法の使用に係る役務を提供する者（業務提供誘引取引電子メール広告受託事業者（法第五十四条の四第一項本文の業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者をいう。）が当該役務を提供する者である場合を含む。）による当該役務の提供に際して、業務提供誘引販売取引電子メール広告委託者に係る業務提供誘引販売取引電子メール広告がなされる場合（利用者を誘引し、又は強制し、当該役務を利用して電磁的記録を送信させることにより、当該役務の提供に際して広告をするときを除く。）

第四十四条 法第五十五条第二項第五号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 「同上」
- 二 当該業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の締結を担当した者の氏名

〔三〇六 同上〕

第四十五条 法第五十五条第二項の規定により業務提供誘引販売業を行う者が契約の相手方に交付する書面（以下この条において「書面

「という。」は、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の下欄の基準に合致したものでなければならない。

事項	基準
<p>一 引き渡された商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。）が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合、責任に関する事項</p> <p>二 契約の解除に関する事項</p>	<p>引き渡された商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。）が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合に販売業者がその不適合について責任を負わない旨が定められていないこと。</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 業務提供誘引販売業を行う者の責めに帰すべき事由により契約が解除された場合における業務提供誘引販売業を行う者の義務に関して、民法に規定するものより業務提供誘引販売取引の相手方に不利な内容が定められていないこと。</p>
三 「略」	

〔2〕5 略〕

（業務提供誘引販売取引における禁止行為）
 第四十六条 法第五十六条第一項第四号の主務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

「という。」は、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の下欄の基準に合致したものでなければならない。

事項	基準
<p>一 商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。）に隠れた瑕疵がある場合に販売業者が当該瑕疵について責任を負わない旨に隠れた瑕疵がある場合の責任に関する事項</p> <p>二 契約の解除に関する事項</p>	<p>商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。）に隠れた瑕疵がある場合に販売業者が当該瑕疵について責任を負わない旨が定められていないこと。</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 業務提供誘引販売業を行う者の責めに帰すべき事由により契約が解除された場合における業務提供誘引販売業を行う者の義務に関して、民法に規定するものより業務提供誘引販売取引の相手方に不利な内容が定められていないこと。</p>
三 「同上」	

〔2〕5 同上〕

（業務提供誘引販売取引における禁止行為）
 第四十六条 法第五十六条第一項第四号の主務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約（その業務提供誘引販売業に関して提供され、又はあつせんされる業務を事業所その他これに類似する施設によらないで行う個人との契約に限る。以下この条において同じ。）について迷惑を覚えさせるような仕方で解除を妨げること。

二 若年者、高齢者その他の者の判断力の不足に乗じ、業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約を締結させること。

三 「略」

四 業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約を締結するに際し、当該契約に係る書面に年齢、職業その他の事項について虚偽の記載をさせること。

五 業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約の相手方に当該契約に基づく債務を履行させるため、次に掲げる行為を行うこと。

イ 当該業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約の相手方の年収、預貯金又は借入れの状況その他の支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせること。

ロ 当該業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約の相手方の意に反して貸金業者の営業所、銀行の支店その他これらに類する場所に連行すること。

ハ 当該業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約の相手方に割賦販売法第三十五条の三の三第一項に規定する個別信用購入あつせん関係受領契約若しくは金銭の借入れに係る契約を締結させ、又は預貯金を引き出させるため、迷惑を覚えさせるような仕方でこれを勧誘すること。

「六・七 略」

八 業務提供誘引販売業を行う者が、法第五十四条の四第一項及び同条第二項で準用する法第五十四条の三第二項から第四項までの規定のいずれかに違反する行為を行っている者に、法第五十四条の三第五項各号に掲げる業務の全てにつき一括して委託するこ

一 業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約（その業務提供誘引販売業に関して提供され、又はあつせんされる業務を事業所その他これに類似する施設によらないで行う個人との契約に限る。以下この条において同じ。）について迷惑を覚えさせるような仕方で解除を妨げること。

二 未成年者その他の者の判断力の不足に乗じ、業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約を締結させること。

三 「同上」

四 業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約を締結するに際し、当該契約に係る書面に年齢、職業その他の事項について虚偽の記載をさせること。

五 業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の相手方に当該契約に基づく債務を履行させるため、次に掲げる行為を行うこと。

イ 当該業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の相手方の年収、預貯金又は借入れの状況その他の支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせること。

ロ 当該業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の相手方の意に反して貸金業者の営業所、銀行の支店その他これらに類する場所に連行すること。

ハ 当該業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の相手方に割賦販売法第三十五条の三の三第一項に規定する個別信用購入あつせん関係受領契約若しくは金銭の借入れに係る契約を締結させ、又は預貯金を引き出させるため、迷惑を覚えさせるような仕方でこれを勧誘すること。

「六・七 同上」

八 業務提供誘引販売業を行う者が、法第五十四条の四第一項及び同条第二項で準用する法第五十四条の三第二項から第四項までの規定のいずれかに違反する行為を行っている者に、法第五十四条の三第五項各号に掲げる業務のすべてにつき一括して委託するこ

と。

(業務提供誘引販売契約の解除の妨害後の書面の交付)

第四十六条の三 法第五十八条第一項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 業務提供誘引販売契約の内容

二 法第五十八条第一項の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して二十日を経過するまでは、書面により業務提供誘引販売契約の解除を行うことができること。

三 法第五十八条第一項後段、第二項及び第三項の規定に関する事項

四 業務提供誘引販売契約の解除があつた場合において、当該業務提供誘引販売契約に係る商品の代金若しくは役務の対価の支払又は取引料の提供が行われているときは、業務提供誘引販売業者は、業務提供誘引販売取引の相手方に対し、速やかに、その全額を返還すること。

五 当該業務提供誘引販売契約の締結を担当した者の氏名

六 〔略〕

七 〔略〕

2 書面に記載するに際し、第一項第二号から第四号までに掲げる内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

3 〔略〕

4 業務提供誘引販売業者を行う者は、法第五十八条第一項の書面を業務提供誘引販売取引の相手方に交付した際には、直ちに業務提供誘引販売取引の相手方が当該書面を見ていることを確認した上で、第一項第二号から第四号までに掲げる内容について業務提供誘引販売取引の相手方に告げなければならない。

(第三者への物品の引渡しについての通知方法)

と。

(業務提供誘引販売契約の解除の妨害後の書面の交付)

第四十六条の三 法第五十八条第一項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 業務提供誘引販売取引についての契約の内容

二 法第五十八条第一項の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して二十日を経過するまでは、書面により業務提供誘引販売取引についての契約の解除を行うことができること。

三 法第五十八条第二項及び第三項の規定に関する事項

〔号を加える。〕

四 〔同上〕

五 当該業務提供誘引販売に係る業務提供誘引販売取引についての契約の締結を担当した者の氏名

六 〔同上〕

七 〔同上〕

2 書面に記載するに際し、第一項第二号及び同項第三号に掲げる内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

3 〔同上〕

4 業務提供誘引販売業者を行う者は、法第五十八条第一項の書面を業務提供誘引販売取引の相手方に交付した際には、直ちに業務提供誘引販売取引の相手方が当該書面を見ていることを確認した上で、第一項第二号及び同項第三号に掲げる内容について業務提供誘引販売取引の相手方に告げなければならない。

(第三者への物品の引渡しについての通知方法)

第五十三条 「略」

2 「略」

3 法第五十八条の八第一項各号のいずれかに該当する売買契約の相手方が法第五十八条の十四第一項の規定により当該契約を既に解除している場合、第一項の書面には、当該解除の事実及び次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第三者に引き渡した物品は、法第五十八条の八第一項各号のいずれかに該当する売買契約の相手方から引渡しを受けた物品であること。

二 当該場合において、物品の引渡しを受けた第三者は、当該契約の相手方からの求めに従い、当該物品を返還すること。

三 購入業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名

四 物品を第三者に引き渡す年月日

五 物品の種類

六 物品名

七 物品の特徴

八 物品又はその附属品に商標、製造者名若しくは販売者名の記載があるとき又は型式があるときは、当該商標、製造者名若しくは販売者名又は型式

4 「略」

5 書面に記載するに際し、第二項第一号から第四号（第三項に規定する場合は、当該解除の事実並びに同項第一号及び第二号）までに掲げる内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

6 第二項、第四項及び前項の規定により交付する書面は、様式第五によること。ただし、前三項の規定により交付する書面は、様式第五の二によること。

（訪問購入における禁止行為）

第五十四条 法第五十八条の十二第一項第四号の主務省令で定める行

第五十三条 「同上」

2 「同上」

3 法第五十八条の八第一項各号のいずれかに該当する売買契約の相手方が法第五十八条の十四第一項の規定により当該契約を既に解除している場合、第一項の書面には、当該解除の事実並びに前項第一号及び第五号から第十号までに掲げる事項を記載しなければならない。

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

4 「同上」

5 書面に記載するに際し、第二項第一号から第四号（第三項に規定する場合は、当該解除の事実及び第二項第一号）までに掲げる内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

6 第二項、第四項及び第五項の規定により交付する書面は、様式第五によること。ただし、前三項の規定により交付する書面は、様式第五の二によること。

（訪問購入における禁止行為）

第五十四条 法第五十八条の十二第一項第四号の主務省令で定める行

為は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 「略」
 - 二 若年者、高齢者その他の者の判断力の不足に乘じ、訪問購入に係る売買契約を締結させ、又は訪問購入に係る物品の引渡しをさせること。
- 〔三〇五 略〕

(契約の申込みの撤回等の妨害後の書面の交付)

第五十五条 法第五十八条の十四第一項ただし書の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 〇三 略
 - 四 売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除があつた場合において、物品の引渡しが既にされているときは、購入業者は、申込者等に対し、速やかに当該物品を返還すること。
- 五〇十 「略」
- 2 「略」
 - 3 書面に記載するに際し、第一項第二号から第四号までに掲げる内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。
 - 4 「略」
 - 5 購入業者は、法第五十八条の十四第一項ただし書の書面を申込者等に交付した際には、直ちに申込者等が当該書面を見ていることを確認した上で、第一項第二号から第四号までに掲げる内容について申込者等に告げなければならない。

様式第一 (第七条の四及び第二十三条の三関係)

特定商取引に関する法律第九条第一項に基づく
クーリング・オフ妨害の解消のための書面

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために
販売業者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリン

為は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 「同上」
 - 二 老人その他の者の判断力の不足に乘じ、訪問購入に係る売買契約を締結させ、又は訪問購入に係る物品の引渡しをさせること。
- 〔三〇五 同上〕

(契約の申込みの撤回等の妨害後の書面の交付)

第五十五条 法第五十八条の十四第一項ただし書の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 〇三 同上
 - 四 〇九 「同上」
- 2 「同上」
 - 3 書面に記載するに際し、第一項第二号及び同項第三号に掲げる内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。
 - 4 「同上」
 - 5 購入業者は、法第五十八条の十四第一項ただし書の書面を申込者等に交付した際には、直ちに申込者等が当該書面を見ていることを確認した上で、第一項第二号及び同項第三号に掲げる内容について申込者等に告げなければならない。

様式第一 (第七条の二及び第二十三条の二関係)

特定商取引に関する法律第九条第一項に基づく
クーリング・オフ妨害の解消のための書面

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために
販売業者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリン

グ・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

- (1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフできます。
- (2) クーリング・オフの効力は、書面を発した時から生じます。
- (3) その際、販売業者は一切の損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。
- (4) 商品の引取りに要する費用は販売業者の負担になります。
- (5) 既に商品を使用しているも、販売業者はその代金を請求することはできません。
- (6) 商品の代金が既に支払われているときは、販売業者は速やかにその全額を返還しなければなりません。

＜クーリング・オフの対象となる契約＞

契約者名：
契約締結日：
契約内容：
契約金額：

販売業者の名称

住所

電話番号

担当者氏名

印

(備考)

- 一 電話勧誘販売の場合は、様式中「第九条第一項」を「第二十四条第一項」とすること。
- 二 権利販売契約の場合は、特定商取引に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第七条の四第一項第二号から第四号まで（電話勧誘販売の場合は省令第二十三条の三第一項第二号から第四号まで）に基づき記載事項として次の事項を記載すること。

グ・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

- (1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフできます。
- (2) クーリング・オフの効力は、書面を発した時から生じます。
- (3) その際、販売業者は一切の損害賠償又は違約金の支払いを請求することができません。
- (4) 商品の引取りに要する費用は販売業者の負担になります。
- (5) 商品の代金が既に支払われているときは、販売業者は速やかにその全額を返還しなければなりません。

＜クーリング・オフの対象となる契約＞

契約者名：
契約締結日：
契約内容：
契約金額：

販売業者の名称

住所

電話番号

担当者氏名

印

(備考)

- 一 電話勧誘販売の場合は、様式中「第九条第一項」を「第二十四条第一項」とすること。
- 二 権利販売契約の場合は、特定商取引に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第七条の二第一項第二号及び第三号（電話勧誘販売の場合は省令第二十三条の二第一項第二号及び第三号）に基づき記載事項として次の事項を記載すること。

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために販売業者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

- (1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフできません。
- (2) クーリング・オフの効力は、書面を発した時から生じます。
- (3) その際、販売業者は一切の損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。
- (4) 権利の返還に要する費用は販売業者の負担になります。
- (5) 既に権利を行使していても、販売業者はその代金を請求することはできません。
- (6) 販売業者に対し、原状回復に必要な措置を無償で講ずるよう求めることができます。
- (7) 権利の代金が既に支払われているときは、販売業者は速やかにその全額を返還しなければなりません。

三 役務提供契約の場合は、様式中「販売業者」を「役務提供事業者」とすること。

四 役務提供契約の場合は、省令第七條の四第一項第二号から第四号まで（電話勧誘販売の場合は省令第二十三條の三第一項第二号から第四号まで）に基づき記載事項として次の事項を記載すること。

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために役務提供事業者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

- (1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフできません。

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために販売業者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

- (1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフできません。
- (2) クーリング・オフの効力は、書面を発した時から生じます。
- (3) その際、販売業者は一切の損害賠償又は違約金の支払いを請求することができません。
- (4) 権利の返還に要する費用は販売業者の負担になります。
- (5) 既に施設を利用し、役務の提供を受けていても、販売業者はその代金を請求することはできません。
- (6) 販売業者に対し、原状回復に必要な措置を無償で講ずるよう求めることができます。
- (7) 権利の代金が既に支払われているときは、販売業者は速やかにその全額を返還しなければなりません。

三 役務提供契約の場合は、様式中「販売業者」を「役務提供事業者」とすること。

四 役務提供契約の場合は、省令第七條の二第一項第二号及び第三号（電話勧誘販売の場合は省令第二十三條の二第一項第二号及び第三号）に基づき記載事項として次の事項を記載すること。

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために役務提供事業者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

- (1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフできません。
- (2) クーリング・オフの効力は、書面を発した時から生じます。

- (2) クーリング・オフの効力は、書面を發した時から生じます。
- (3) その際、役務提供事業者は一切の損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。
- (4) 既に役務の提供を受けていても、役務提供事業者はその代金を請求することはできません。
- (5) 役務提供事業者に対し、原状回復に必要な措置を無償で講ずるよう求めることができます。
- (6) 役務の対価が既に支払われているときは、役務提供事業者は速やかにその全額を返還しなければなりません。

様式第二 (第三十一条の三関係)

特定商取引に関する法律第四十条第一項に基づく
クーリング・オフ妨害の解消のための書面

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために連鎖販売を行う者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

- (1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から 20 日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフできます。
- (2) クーリング・オフの効力は、書面を發した時から生じます。
- (3) その際、連鎖販売を行う者は一切の損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。
- (4) 商品の引取りに要する費用は連鎖販売を行う者の負担になります。
- (5) 商品の代金が既に支払われているとき又は取引料が既に提供されているときは、連鎖販売を行う者は速やかにその全額を返還しなければなりません。

- (3) その際、役務提供事業者は一切の損害賠償又は違約金の支払いを請求することができません。
- (4) 既に施設を利用し、役務の提供を受けていても、役務提供事業者はその代金を請求することはできません。
- (5) 役務提供事業者に対し、原状回復に必要な措置を無償で講ずるよう求めることができます。
- (6) 役務の対価が既に支払われているときは、役務提供事業者は速やかにその全額を返還しなければなりません。

様式第二 (第三十一条の二関係)

特定商取引に関する法律第四十条第一項に基づく
クーリング・オフ妨害の解消のための書面

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために連鎖販売を行う者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

- (1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から 20 日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフできます。
- (2) クーリング・オフの効力は、書面を發した時から生じます。
- (3) その際、連鎖販売を行う者は一切の損害賠償又は違約金の支払いを請求することができません。
- (4) 商品の引取りに要する費用は連鎖販売を行う者の負担になります。
- (5) 商品の代金が既に支払われているときは、連鎖販売を行う者は速やかにその全額を返還しなければなりません。

＜クーリング・オフの対象となる契約＞

契約者名：
 契約締結日：
 契約内容：
 契約金額：

連鎖販売業を行う者の名称 印
 住所
 電話番号

統括者の名称 印
 住所
 電話番号

＜クーリング・オフの対象となる契約＞

契約者名：
 契約締結日：
 契約内容：
 契約金額：

連鎖販売業を行う者の名称 印
 住所
 電話番号

統括者の名称
 住所
 電話番号

[加える。]

(備考)

一 施設を利用し又は役務の提供を受ける権利を販売する契約の場合は、省令第三十一条の三第一項第二号から第四号までに基づく記載事項として次の事項を記載すること。

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために連鎖販売業を行う者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

- (1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から 20 日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフできません。
- (2) クーリング・オフの効力は、書面を発した時から生じます。
- (3) その際、連鎖販売業を行う者は一切の損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。
- (4) 権利の代金が既に支払われているとき又は取引料が既に提供

されているときは、連鎖販売を行う者は速やかにその全額を返還しなければなりません。

二 役務提供契約の場合は、省令第三十一条の三第一項第二号から第四号までに基づく記載事項として次の事項を記載すること。

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために連鎖販売を行う者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

- (1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から20日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフできません。
- (2) クーリング・オフの効力は、書面を発した時から生じます。
- (3) その際、連鎖販売を行う者は一切の損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。
- (4) 役務の対価が既に支払われているとき又は取引料が既に提供されているときは、連鎖販売を行う者は速やかにその全額を返還しなければなりません。

様式第三 (第三十九条の二の関係)

特定商取引に関する法律第四十八条第一項に基づく
クーリング・オフ妨害の解消のための書面

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために役務提供事業者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

様式第三 (第三十九条の二の関係)

特定商取引に関する法律第四十八条第一項に基づく
クーリング・オフ妨害の解消のための書面

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために役務提供事業者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

(1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から8日

- (1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフできません。
- (2) クーリング・オフの効力は、書面を發した時から生じます。
- (3) その際、役務提供事業者は一切の損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。
- (4) 既に役務の提供を受けていても、役務提供事業者はその代金を請求することはできません。
- (5) 役務の対価が既に支払われているときは、役務提供事業者は速やかにその全額を返還しなければなりません。
- (6) 関連商品についても同様にクーリング・オフできます。

＜クーリング・オフの対象となる契約＞

契約者名：
 契約締結日：
 契約内容：
 契約金額：

役務提供事業者の名称

印

住所
 電話番号
 担当者氏名

関連商品販売業者の名称

印

住所
 電話番号

(備考)

- 一 特定権利販売契約の場合は、様式中「役務提供事業者」を「販売業者」とすること。
- 二 特定権利販売契約の場合は、省令第三十九条の二の二第一項第三号及び第四号に基づき記載事項として次の事項を記載すること。

- を経過するまでは、書面によりクーリング・オフできません。
- (2) クーリング・オフの効力は、書面を發した時から生じます。
- (3) その際、役務提供事業者は一切の損害賠償又は違約金の支払いを請求することができません。
- (4) 既に役務の提供を受けていても、役務提供事業者はその代金を請求することはできません。
- (5) 役務の対価が既に支払われているときは、役務提供事業者は速やかにその全額を返還しなければなりません。
- (6) 関連商品についても同様にクーリング・オフできます。

＜クーリング・オフの対象となる契約＞

契約者名：
 契約締結日：
 契約内容：
 契約金額：

役務提供事業者の名称

印

住所
 電話番号
 担当者氏名

関連商品販売業者の名称

印

住所
 電話番号

(備考)

- 一 権利販売契約の場合は、様式中「役務提供事業者」を「販売業者」とすること。
- 二 権利販売契約の場合は、省令第三十九条の二第一項第三号及び第四号に基づき記載事項として次の事項を記載すること。

<p>この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために販売業者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフできます。 (2) クーリング・オフの効力は、書面を発した時から生じます。 (3) その際、販売業者は一切の損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。 (4) 権利の返還に要する費用は販売業者の負担になります。 (5) 既に役務の提供を受けていても、販売業者はその代金を請求することはできません。 (6) 役務の対価が既に支払われているときは、販売業者は速やかにその全額を返還しなければなりません。 (7) 関連商品についても同様にクーリング・オフできます。

様式第四 (第四十六条の三関係)

<p style="text-align: center;">特定商取引に関する法律第五十八条第一項に基づく クーリング・オフ妨害の解消のための書面</p> <p>この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために業務提供誘引販売業を行う者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から20日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフできます。 (2) クーリング・オフの効力は、書面を発した時から生じます。
--

<p>この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために販売業者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフできます。 (2) クーリング・オフの効力は、書面を発した時から生じます。 (3) その際、販売業者は一切の損害賠償又は違約金の支払いを請求することができません。 (4) 既に役務の提供を受けていても、販売業者はその代金を請求することはできません。 (5) 役務の対価が既に支払われているときは、販売業者は速やかにその全額を返還しなければなりません。 (6) 関連商品についても同様にクーリング・オフできます。

様式第四 (第四十六条の二関係)

<p style="text-align: center;">特定商取引に関する法律第五十八条第一項に基づく クーリング・オフ妨害の解消のための書面</p> <p>この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために業務提供誘引販売業を行う者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から20日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフできます。 (2) クーリング・オフの効力は、書面を発した時から生じます。 (3) その際、業務提供誘引販売業を行う者は一切の損害賠償又は違
--

- (3) その際、業務提供誘引販売業を行う者は一切の損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。
- (4) 商品の引取りに要する費用は業務提供誘引販売業を行う者の負担になります。
- (5) 商品の代金が既に支払われているとき又は取引料が既に提供されているときは、業務提供誘引販売業を行う者は速やかにその全額を返還しなければなりません。

<クーリング・オフの対象となる契約>

契約者名：
 契約締結日：
 契約内容：
 契約金額：

業務提供誘引販売業を行う者の名称

印

住所

電話番号

担当者氏名

(備考)

- 一 施設を利用し又は役務の提供を受ける権利を販売する契約の場合には、省令第四十六条の三第一項第二号から第四号までに基づく記載事項として次の事項を記載すること。

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために業務提供誘引販売業を行う者が不実のことを告げ、又は威迫したことに伴い、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

- (1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から 20

- 約金の支払いを請求することができません。
- (4) 商品の引取りに要する費用は業務提供誘引販売業を行う者の負担になります。
- (5) 商品の代金が既に支払われているときは、業務提供誘引販売業を行う者は速やかにその全額を返還しなければなりません。

<クーリング・オフの対象となる契約>

契約者名：
 契約締結日：
 契約内容：
 契約金額：

業務提供誘引販売業を行う者の名称

印

住所

電話番号

担当者氏名

[加える。]

- 日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフできません。
- (2) クーリング・オフの効力は、書面を発送した時から生じます。
 - (3) その際、業務提供誘引販売業を行う者は一切の損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。
 - (4) 権利の代金が既に支払われているとき又は取引料が既に提供されているときは、業務提供誘引販売業を行う者は速やかにその全額を返還しなければなりません。

二 業務提供契約の場合は、省令第四十六条の三第一項第二号から第四号までに基づき記載事項として次の事項を記載すること。

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために業務提供誘引販売業を行う者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

- (1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から 20 日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフできません。
- (2) クーリング・オフの効力は、書面を発送した時から生じます。
- (3) その際、業務提供誘引販売業を行う者は一切の損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。
- (4) 役務の対価が既に支払われているとき又は取引料が既に提供されているときは、業務提供誘引販売業を行う者は速やかにその全額を返還しなければなりません。

様式第六 (第五十五条関係)

特定商取引に関する法律第五十八条の十四第一項に基づき
クーリング・オフ妨害の解消のための書面

様式第六 (第五十五条関係)

特定商取引に関する法律第五十八条の十四第一項に基づき
クーリング・オフ妨害の解消のための書面

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために購入業者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

- (1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフできます。
- (2) クーリング・オフの効力は、書面を發した時から生じます。
- (3) その際、クーリング・オフの効力を第三者に対抗することができます。ただし、第三者がクーリング・オフされた旨又はクーリング・オフされることがある旨を知らず、かつ知らないことについて過失がないときは、この限りではありません。
- (4) 購入業者はクーリング・オフに伴う損害賠償又は違約金の支払を一切請求することができません。
- (5) 物品の代金を既に受け取っているときは、その代金の返還に要する費用は購入業者の負担になります。
- (6) 物品の引渡しが既にされているときは、購入業者は速やかにその物品を返還しなければなりません。

＜クーリング・オフの対象となる契約＞

契約者名：
契約締結日：
契約内容：
契約金額：

購入業者の名称
住所
電話番号
担当者氏名

印

様式第七 (第五十七条関係)

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために購入業者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

- (1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフできます。
- (2) クーリング・オフの効力は、書面を發した時から生じます。
- (3) その際、クーリング・オフの効力を第三者に対抗することができます。ただし、第三者がクーリング・オフされた旨又はクーリング・オフされることがある旨を知らず、かつ知らないことについて過失がないときは、この限りではありません。
- (4) 購入業者はクーリング・オフに伴う損害賠償又は違約金の支払いを一切請求することができません。
- (5) 物品の代金を既に受け取っているときは、その代金の返還に要する費用は購入業者の負担になります。
[加える。]

＜クーリング・オフの対象となる契約＞

契約者名：
契約締結日：
契約内容：
契約金額：

購入業者の名称
住所
電話番号
担当者氏名

印

様式第七 (第四十七条関係)

【備考】

備考 表中の「」の記載は注記である。

【同左】

附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、民法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

(経過措置)

第二条 この命令による改正後の特定商取引に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第三条から第五条まで（同条第一項の表第二号に係る部分を除く。）、第十七条から第十九条まで（同条第一項の表第二号に係る部分を除く。）及び第二十条（第一項の表第一号イに係る部分を除く。）の規定は、この命令の施行後に販売業者若しくは役務提供事業者（以下「販売業者等」という。）が受けた売買契約若しくは役務提供契約（以下「売買契約等」という。）の申込み又はこの命令の施行後に締結された売買契約等（この命令の施行前にその申込みを受けたものを除く。）について適用し、この命令の施行前に販売業者等が受けた売買契約等の申込み若しくはその申込みに係る売買契約等がこの命令の施行後に締結された場合におけるその売買契約等又はこの命令の施行前に締結された売買契約等については、なお従前の例による。

2 新規則第四十五条（第一項の表第一号に係る部分に限る。）の規定は、この命令の施行後に締結された特定商取引に関する法律第五十一条第一項に規定する業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約（以下「業務提供誘引販売契約」という。）について適用し、この命令の施行前に締結された業務提供誘引販売契約については、なお従前の例による。